

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成29年11月21日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市左京区長谷住宅地区建築協定

2 申請者の氏名

牛之濱 克昭

3 建築協定区域

京都市左京区岩倉忠在地町33番地5，同区岩倉長谷町517番地22，517番地25，517番地27，517番地32，517番地33，517番地42，517番地46，517番地49，517番地50から517番地52まで，517番地139から517番地141まで，517番地147，517番地153，517番地154，517番地159，577番地4，577番地8，577番地9，577番地15，605番地3，608番地1，608番地3，608番地6，608番地9から608番地11まで，622番地2，622番地6から622番地9まで，622番地17から622番地19まで，622番地22，622番地26，622番地27，622番地29，622番地32，622番地36，622番地37，622番地39，622番地50，622番地51，622番地57，622番地63，622番地66，622番地67，622番地75，622番地78，622番地80，622番地92，622番地95，622番地96，622番地99，622番地102，622番地111，622番地118，622番地123，622番地130，622番地131，622番地134，622番地137から622番地139まで，622番地142，622番地149，625番地6，625番地8，627番地2，627番地4，627番地7から627番地11まで及び1415番地

4 建築協定区域隣接地

京都市左京区岩倉忠在地町20番地2，32番地1から32番地3，33番地1，3

3番地6から33番地14まで、34番地1、34番地3から34番地6まで、34番地9、35番地1、35番地4、35番地6から35番地8まで、同区岩倉長谷町517番地24、517番地26、517番地28から517番地31まで、517番地43、517番地44、517番地47、517番地48、517番地55、517番地142から517番地145まで、517番地148、517番地155、577番地5から577番地7まで、577番地10から577番地12まで、577番地16、577番地17、577番地19、577番地21から577番地23まで、577番地25から577番地28まで、593番地2、599番地3、600番地1から600番地3まで、605番地2、605番地4から605番地12まで、608番地2、608番地4、608番地5、608番地7、608番地8、616番地2、622番地1、622番地4、622番地5、622番地12から622番地14まで、622番地20、622番地23、622番地33、622番地48、622番地53、622番地56、622番地60、622番地70、622番地74、622番地77、622番地79、622番地83、622番地84、622番地87、622番地88、622番地91、622番地93、622番地94、622番地100、622番地105、622番地106、622番地109、622番地112、622番地113、622番地115、622番地119、622番地122、622番地126、622番地128、622番地129、622番地133、622番地135、622番地136、622番地140、622番地141、622番地144、622番地146、622番地148、625番地2、625番地5、627番地5及び627番地6

5 建築協定の事項

建築物の用途、形態及び敷地

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成29年11月21日付け第13-004号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)